

コラム⑫ 発達障がい児などへの支援

発達障がいがあると思われる子どもの人数は増加傾向にあります（19 ページ参照）。支援者ヒアリングにおいても、子どもの発達障がいに関する相談が増加傾向にあること、世帯が社会から孤立する傾向があるという話が聞かれました。

区では乳幼児健康診査の結果、発達の遅れが疑われる乳幼児を対象に専門医や保健師などによる発達健康診査を実施し、必要に応じて指導や専門医療機関の紹介を行っています。

就学前のお子さんについての相談・支援はこども発達センターわかばの家で、学齢期の相談・支援は障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）を中心に、小・中学生の教育相談や就学相談は教育センターで相談に応じています。

区は、知的障がいの児童・生徒を指導・支援する特別支援学級を小学校 14 校、中学校 10 校に設置しています。また、新たに小学校 2 校について、令和 5 年 4 月の設置をめざし準備を進めています。

情緒的な課題や学習障害などがある児童・生徒を指導・支援する特別支援教室（サポートルーム）については、館山さざなみ学校を除く、全小・中学校で実施しています。一方でサポートルームを利用していない児童・生徒の中にも、発達障がいの可能性がある子どもがいると言われていています。発達障がいは認知されにくいこともあり、成長とともに本人が生きづらさを感じることや、保護者が発達障がいに関する知識を十分に得られないことから悩みを増大させ、課題を複雑化させることが懸念されます。とりわけ、ひとり親家庭への精神的な負担の大きさが心配されます。障がいのある子どもや家庭が、社会的に孤立しないよう、早期発見、早期支援につなげることが大切です。

区では、特別支援教育に加え、子どもが放課後等デイサービスなど療育を受けることによって、家庭が地域とつながれるよう取り組んでいます。加えて、保護者が身近な児童館や子ども家庭支援センター（キッズな）で相談したり、こども発達センターわかばの家や障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）で専門家の支援アドバイスを受けることで、家庭が孤立しないよう支援サービスについて情報提供しています。また、発達障がいに関する理解促進事業などを実施し、障がいのある方が社会で温かく包み込まれるよう共生社会をめざしています。



こども発達センターわかばの家
親子通所



障がい者総合サポートセンター
さぽーとぴあ B 棟 専門相談